

令和 7 年第 18 回甲賀市教育委員会（定例会）会議録

開催日時 令和 7 年 1 月 18 日（火）
午後 2 時 00 分から午後 3 時 43 分

開催場所 甲賀市役所 4 階 教育委員会室

出席委員 教育長 立岡 秀寿
教育長職務代理者 野口 喜代美
委 員 松山 顕子
委 員 池田 吉希
委 員 青木 秀樹

事務局出席者 教育部長 松本 忠
理事（社会教育・スポーツ担当） 福井 厚司
次長（再編担当） 松下 泰也
次長（学校教育担当） 小島 靖弘
教育総務課長 井上 大樹
学校教育課参事 倉狩 幸喜
社会教育スポーツ課長 林 英明
書記 教育総務課教育環境整備室長 増山 勝起

傍聴者 0 名

議決・報告事項は次のとおりである。

1. 会議録の承認

- (1) 令和7年第17回甲賀市教育委員会（定例会）会議録の承認

2. 報告事項

- (1) 11月 教育長 教育行政報告
- (2) 令和7年第6回甲賀市議会定例会（12月）報告案件について
- (3) 公益財団法人甲賀市スポーツ協会と公益財団法人甲賀創健文化振興事業団の統合について
- (4) 市内小中学校における児童生徒の状況報告について

3. 協議事項

- (1) 議案第69号 臨時代理につき承認を求めることについて
(臨時代理第18号 情報公開請求（部分公開）にかかる審査請求に対する弁明書の提出について)
- (2) 議案第70号 令和7年第6回甲賀市議会定例会（12月）提出議案に係る教育委員会の意見聴取について
- (3) 議案第71号 甲賀市学校運営協議会委員の解任について
- (4) 議案第72号 甲賀市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について
- (5) 議案第73号 甲賀市情報公開審査会への諮問について

4. その他、連絡事項など

- (1) 令和8年（2026年）甲賀市20歳のつどいについて
- (2) 「かふか21子ども未来会議」甲賀市子ども議会について
- (3) 近江バラス株式会社安定型産業廃棄物最終処分場建設事業に係る環境影響評価方法書に対する意見について
- (4) 甲賀市教育委員会（12月定例会）について
- (5) 甲賀市教育委員会委員協議会（12月）について

◎教育委員会会議

〔開会 午後 2 時 00 分〕

教育総務課長 改めまして、皆さんこんにちは。本日は何かとご多用の中お集まりいただきましてありがとうございます。

ただ今から、令和 7 年第 18 回甲賀市教育委員会定例会を開会いたします。まず始めに、甲賀市市民憲章の唱和を行います。

皆様ご起立ください。

(一同 市民憲章唱和)

教育総務課長 ありがとうございました。ご着席ください。

それでは、開会にあたりまして立岡教育長からご挨拶を賜り、引き続きまして議事の進行をお願いいたします。

教育長 改めまして、みなさんこんにちは。先日、県内の繁華街を歩いていましたと、看板の文字が目に入り、「春夏秋冬」かと思いましたら、「春夏冬中」と書いてありました。一瞬考えて、秋が含まれないので、「あきない」、商い中と読むことに気づきました。苗字にも「春夏冬」と書いて、「あきなし」と読むことがあるそうです。暦の上でも、立冬が過ぎ、天気予報では、これからぐっと寒くなると伝えられていました。文字のように、秋がなくならずに、秋を感じられる素敵な時間が、一日でも長く続いてほしいと願っている今日この頃です。

さて、第 74 回全国へき地教育研究大会新潟大会が第 21 回関東甲信越大会、第 44 回新潟県大会と合わせて、「主体的・協働的に学び、故郷への誇りと愛着を持った人間性豊かな子どもの育成」をテーマとして 11 月 6 日に開催されました。現地には行けませんでしたが、オンラインで参加させていただきました。

会場となった長岡市には、「米百俵の精神」が今も流れています。戊辰戦争の後、困窮した長岡藩に三根山藩から送られた米 100 俵を、藩士に与えず売却し、学校設立の資金とした小林虎三郎の故事が生きています。「教育こそが未来につながる」という、米百俵の精神は、多くの逸材の輩出につながり、今も息づいているそうです。

長岡市長の磯田達伸氏は、部活動は教員が頑張るべき、不登校は学校へ戻すべき、また教師の働き方改革自体も、民間へ丸投げではなく、教師と民間とで互いに協力して取り組むべきだと、強い信念のもとに熱く話されたのが印象的でした。

さてその大会の中で、文科省の田村学視学官から、学習指導要領改訂を視野に入れた、「探求を中心とした教育課程の創造」と題して、特別講演がありました。これまでの主体的・対話的で深い学びや、個別最適学習・協働学習などは継承しながら、わかりやすく構造化した指導要領であったり、小学校午前5時間制や調整授業時数制度などのカリキュラムの柔軟化、評価についても総合所見に文章として記録していくなどの考え方が示されました。また、総合的な学習の時間の変遷と内容について述べられました。当初総合的な学習の時間が導入された時、小学校では歓迎されましたが、中学校では6割の先生が反対されました。そこで国も①課題設定、②情報収集、③整理分析、④まとめ・表現というスタイルをつくり、これを定着させて成果を挙げてきました。これは、PISA型読解力育成プログラムの①情報へのアクセス、②統合・解釈、③熟考・評価と日本のプログラムとほぼ同じで、OECD（経済協力開発機構）の教育・スキル局長シュライヒャー氏は「日本の学力向上は探求の成果」だと明言し、有効性が認められ、世界中で取り入れられるようになりました。

体験したことを言語化して話すであるとか、書くであるとか、アウトプットすることによって、いろいろな知識が細かくなったり、違う知識と結びついたりしながら、より良い知識に変わっていくというものになっています。

学びの中では、課題設定がカギになりますが、問うということ、「なんか気になる」という違和感、「なんとかしたいな」という必要感、「解決したい」という矛盾などの3つの思いを学習に結びつけることが大事になってくると思います。この探求や総合の学習の役目はほかでもなく、地方創生であり、ふるさと発見であり、子どもたちが地域の実態に応じて、いろいろな形で進めれるものです。さらに、探求のプロ

セスには情報機器は親和性があり、有効なツールであり、効果的な活用と同時に今まで以上に個人のリテラシーの高まりを期待するところでもあります。

本市におきましても、来年度に向けて、子どもたちの意欲的な学び、ワクワクを中心とした発見や気づきと、それをもとに創っていく創造や探究の循環を知る創造的な学び、このような力や学びを育成する教育を新たな切り口で取り入れていきたいと考えています。お聞きになつたことがあるかと思いますが、「S T E A M教育」という名前で、Sは Science で科学、Tは Technology で技術、Eは Engineering で工業、Aは Art で芸術、Mは Mathematics で数学です。今まででは「S T E M」で「A」はなかったのですが、日本流に芸術が加わったものです。ご承知のとおり信楽一つとっても、多羅尾には演劇があり、朝宮の民謡やお茶があり、焼き物があり、こういったことを総合の学習の中で活かしていくために、S T E A M教育を1つの柱にして来年度から進めていきたいと考えています。

本日も次第に沿って会議を進めさせていただきます。案件は承認1件、報告4件、協議5件を予定しております。委員の皆様方からの忌憚のないご意見・ご指導を賜りますようお願いを申しあげ、令和7年第18回教育委員会定例会開会の挨拶とさせていただきます。

教育長

それでは、議事に入る前に、本日の案件で、2. 報告事項（2）令和7年第6回甲賀市議会定例会（12月）報告案件について、及び3. 協議事項（2）議案第70号令和7年第6回甲賀市議会定例会（12月）提出議案に係る教育委員会の意見聴取については、現時点では、議会提出前になるため、非公開とするべきと考えます。

併せて、2. 報告事項（4）市内小中学校における児童生徒の状況報告、また3. 協議事項（1）議案第69号臨時代理につき承認を求ることについて（臨時代理第18号情報公開請求（部分公開）にかかる審査請求に対する弁明書の提出について）、及び（5）議案第73号甲賀市情報公開審査会への諮問については、内容が個人的なことに関わりますので、非公開とするべきと考えます。以上5件について、非

公開とすることにご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、3分の2以上の賛成を得ましたので、非公開とさせていただきます。議事の進行にあたり、非公開となる案件につきましては、すべての議事の終了後に進めさせていただきます。

それでは、議事に入らせていただきます。

はじめに、1. 会議録の承認（1）令和7年第17回甲賀市教育委員会（定例会）会議録の承認について、資料1について、何かご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 特に、ご質問等ございませんので、ただ今の1. 会議録の承認については、原案どおり承認することとします。

教育長 それでは、2. 報告事項に移らせていただきます。10月21日の第17回教育委員会定例会以後の教育長教育行政報告について、資料2の中から4件について報告いたします。

1点目は、10月21日火曜日、貴生川コミュニティセンターで開催されました第31回びわこ南部地域部落解放高校生等交流集会の第1回高校生実行委員会についてです。この集会の起こりですが、今から約30年前、甲賀市内で結婚差別を受けた女性が自ら命を絶ち、その後、パートナーの方も後を追って自ら命を絶ってしまうという大変心痛ましい出来事がありました。

本集会は、このような悲劇を二度と繰り返さないため、びわこ南部地域6市の高校生世代が、差別の本質を見抜き、差別に立ち向かう力量を高めるとともに、辛いことや悩みを相談できる横のつながり、人権に対する思いを語り合える居場所をつくろうということで始まりました。高校生を中心とした実行委員は、本集会での出会いや経験を活かし、自身の率直な考えや熱い思いを存分に語り合い、ここで出会う仲間との絆を深めています。大人も本気で取り組む実行委員の姿勢から学び、差別の無い世の中の実現へ向け、熱意に負けない気持ちでバ

ックアップしていくことを伝えました。

2点目は、11月11日火曜日にオンラインにて開催されました「確かな学力」向上に向けた県市町教育長懇話会についてです。村井教育長を座長として、各市町の教育長から実践状況を報告しました。テーマについては、①「D層の子どもたちの不振の原因は何か。」②「その学力を上げる手立ては何か。」でした。①については、やはり低学年の学びの基礎が十分にできていないこと、支える家庭の基盤の弱さ、わからぬことが意欲の減退へつながる負のループ、家庭学習の質・量の不足などが共通して出されました。②の方策については、帯状の時間設定による読書・作文・計算・漢字などの全校で継続した取り組み、授業の中での「できた」「わかった」など、小さな成功体験を積み上げることなどが出されました。今、伴谷東小学校で、休み時間等にオープン算数教室を開催しています。子どもたち個々にかかわっていく機会の創設は、できない自分をしっかりと見つめ、下学年の学習であっても自分に必要な内容を安心感をもって取り組め、理解していく喜びを味わうこと、大切にされていると感じられることなど、その成果は大きいことを報告しました。明らかに学力が向上しているところあります。

3点目は、11月14日木曜日に、東京・イイノホール&カンファレンスセンターで開催されました「第22回B&G全国教育長会議」についてです。B&G施設が設置されている240名以上の自治体の教育長を対象に開催されました。シンポジウムでは「A.I.、S.N.S時代の国語力と人間形成～子どもたちの「生きる力」としての理解力・表現力を育むには～と題して開催されました。明治大学教授の伊藤氏貴氏からは、「若者の国語力の変容」について講義がありました。読書の現状については、小学生から高校生までの読書量0分が50%以上。学年が上がるほど低下し、高校生66.7%が0分。エジプトの遺跡の石にも、最近の若者は書物を読まないと明記されているそうですが、さらに小学校入学前に読み聞かせの時間の多さは、のちの読書時間の長さへつながります。ただし効果は中2までだそうです。小1の読書

時間の長さは、その後の読書時間も長さにつながります。読書時間の長い子ほど、理解・思考・表現の活動について得意と自己評価する割合が高い結果になっています。一方、読書をしない子ほど、ニュースへの関心が低く、自分への自信を持てない、将来の目標を持つ率も低くなっています。また、子どものころにマンガを読まなかった大人の人は、今、マンガを読もうとすると、うまく読めないと言われています。これはマンガ特有の目の動かし方、リテラシーが育っていないからだそうです。子どもについても国語力の向上について、少年院や施設の小中学校での取り組みは、言語回復プログラムとして、ボキャブラリーと感情を結びつける作業やスローリーディング、スピーチ、ディベート、レポート作成などが実践されているそうです。最後に、多読より精読を進められた、灘中学校の橋本武先生の実践、中勘助の「銀の匙」一冊だけを3年間かけて読み込む実践も紹介され興味深く聞き入りました。

4点目は、11月14日・15日に岡山県備前市において3年ぶりに開催されました日本六古窯サミットIN備前についてです。日本六古窯構成市町の連携による文化や産業振興を目的に、交流を深める場として開催されるものです。今年度は、備前市に美術館がグランドオープンすること、岡山県内初の日本遺産フェスティバルの開催を記念して、メインテーマを、「つながりから生まれる日本六古窯の未来」と題して開催されたものです。6市町の首長が一堂に会し、盛大に開催されました。メイン行事として、日本遺産に認定されたやきものの産地として、今後進むべき方向をここに宣言するとして、「日本六古窯それぞれの産地の強みを生かして手を携え、協力していくことで、焼きものの文化の活性化と未来への継承を図ります」ということと、いくつか宣言文が出されている中で開催されました。ここでも岡山理科大学の特認教授である江面嗣人先生の基調講演があり、文化財は、国民的文化的向上・人格形成のためにあり、この目的を見誤ることなく、その保護・活用は観光だけでなく到達をめざす様々な目標の一つであると話されたことが印象に残りました。新設美術館の見学の後、観光ボ

ランティアによるガイドで、備前焼の中心地伊部地区の視察を行い、
独特の焼成方法などについて学ぶことができました。

以上、11月分教育長教育行政報告といたします。

教育長 それでは、ただ今の（1）11月教育長教育行政報告について、何かご質問等ございませんでしょうか。

教育長職務代理者 2点意見を含めて発言いたします。まず、10月21日の高校生集会について、非常に興味があります。偶然にもこの間の国際交流協会のネイチャーエクスカーションの中にこの参加者がおられて、甲賀市ではボーリングのリーダーをしている人がこれに関わり、良かったと言っていました。なぜ良かったのかを聞いてみると、県下のいろんな市町から集まり、同和問題ももちろん大事だし、他の人権も地域の中にある課題などをみんなで話せることが嬉しいという感じで聞こえてきました。来年の2月にまる一むで大会があると聞いたので、また日程などお知らせいただけたらと思います。

障スポについて、北海道の選手が本当に忙しい中、柏木小学校に行かれたという話を聞いて感動しておりました。また、今、デフリンピックも始まっていますが、今後、この障スポの大会をきっかけにして甲賀市ではどのように子どもたちの思いや社会教育の場で大事にされるのか、お聞かせください。

教育長 1点目ですが、甲賀市がホスト側になる関係で、貴生川で実行委員会が開催され、子どもたちの手で集会を作っていくという形でゴールの2月に向けて取り組まれています。本当に高校生の子たちが真剣に研修や計画を進めており、心動かされる集会になっていきます。

理事（社会教育・スポーツ担当） 障スポについては、札幌の選手7名、コーチ7名と滋賀県の選手では世界ランカーの選手が柏木小学校6年生39名と7つの卓球台にて交流されました。新聞報道でもありましたが、子どもたちからは、障がいの有無に関係なく情熱や熱意がすごいという感想があつたり、参加された障がいをお持ちの方については、子どもたちから力をもらったということも言っていただきました。こうした普段経験することのない、障がい者と触れ合う機会ができたことが良

かったと思っており、滋賀県のスポーツ課からもこういった取り組みを甲賀市が積極的に行っていることに対し感謝をいただいています。

また甲賀市では東京2020パラリンピック以降ボッチャに力を入れており、これを市民に広げていくことで、今は市民交流ボッチャ大会を開催していますが、各学校の協力を得て、小学校でもボッチャを広めていただき、一緒に取り組みを進めていけたらと考えています。

フライングディスクについては、聴覚障害の方もおられ、デフリンピックの映像である拍手の合図など、子どもたちが真似ることもあり、この機会にフライングディスクも実施いただいたのかなという感想を持っています。

教育長　　国スポは子どもたちの応援があり、障スポも見て欲しいという思いはありましたが、ボッチャを行う施設に子どもが観戦に行くことができませんでした。フライングディスクは、養護学校の子どもたちが来てくれていました。何とか「市陸」などと同じように、「市ボッチャ」みたいなものとか、誰でも参加ができるようなものとか、一足飛びにはいかないかもしれません、そういったことも大事にしていきたいと考えています。

池田委員　先日、水口高等学校のサッカーチームが県大会で優勝され、市民の関心も高まっているようです。県立ではありますが、盛り上げていくべきだと思いますが、ここから繋がりや絡みは何かあるのでしょうか。

理事（社会教育・スポーツ担当）　タイムリーな話題で、優勝は29年ぶりのようです。学校からも表敬訪問をしたいという意向もありますので、市でどのような形で進めていくかを学校と調整をしております。聞いておりますのは、従前のような室内で行うものではなく、広く市民の方にも応援をしていただいたので、皆さんにもわかるところをしたいという意向を伺っておりますので、市長等も含めまして、調整をしていきたいと考えております。

教育長　　県立ですので、基本的には県が壮行会をするなり、対応するイベントは県が主導になりますが、市長の熱い思いもありますので、市として動いていきたいと考えています。

教育長 他に、ご質問等はございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、(1) 11月教育長教育行政報告は報告事項として終わらせていただきます。

続きまして、(3) 公益財団法人甲賀市スポーツ協会と公益財団法人甲賀創健文化振興事業団の統合について、資料4に基づき説明を求めます。

社会教育スポーツ課長 それでは、報告事項の(3) 公益財団法人甲賀市スポーツ協会と公益財団法人甲賀創健文化振興事業団の統合について、令和6年から、両財団の統合について協議を行っていましたが、先般、10月28日に協議が整い、統合調印式が行われましたので資料4により報告いたします。

まず、「1. 統合の目的」は、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会が滋賀県で開催され、市民のスポーツや文化に対する価値や必要性への認識が深まる中、生涯スポーツや健康づくり、文化振興への関心や取組が大きな高まりを見せており、さらなる推進が求められています。こうした状況を踏まえ、これまで両法人が培ってきたノウハウや強みを最大限に活かし、より強固な体制を築くことで、市のスポーツ・文化の振興を積極的に担っていくことが必要です。市民の健康増進とスポーツ・文化振興を一層推進し、持続可能な事業運営を実現するため統合するものです。

次に、「2. 経緯」について、令和6年3月29日に新法人設立検討委員会を立ち上げ令和7年2月25日までに4回開催、同年5月15日に統合協議会を発足し、9月22日までに3回開催し、協議を進めてこられました。10月28日において、新法人の名称は公益財団法人甲賀市スポーツ事業団、統合期日は令和8年4月1日とすることで合意し、統合調印式が行われました。

統合後は、市とともに「甲賀市スポーツ推進計画」や「甲賀市文化のまちづくり計画」の方針に基づいた活動を一層充実させ、市民ニーズに的確に対応し、ライフステージに応じたスポーツ・文化環境の提

供に向けた取組の充実を期待しています。市としても、新法人との相互の連携・協働を通じて、より効果的な事業展開が図られるよう支援してまいります。

教育長 それでは、ただ今の（3）公益財団法人甲賀市スポーツ協会と公益財団法人甲賀創健文化振興事業団の統合について、何かご質問等ございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長 それでは、（3）公益財団法人甲賀市スポーツ協会と公益財団法人甲賀創健文化振興事業団の統合については、報告事項として終わらせていただきます。

それでは、次に、3. 協議事項に入らせていただきます。（3）議案第71号甲賀市学校運営協議会委員の解任について、資料8に基づき説明を求めます。

学校教育課参事 議案第71号甲賀市学校運営協議会委員の解任について、その提案理由を申しあげます。

議案第71号につきましては、甲賀市学校運営協議会規則第7条の規定により任命しております学校運営協議会委員のうち、別紙の委員については一身上の都合により、甲賀市学校運営協議会規則第16条の規定により解任を行うもので、教育委員会の議決を求めるものであります。

以上、議案第71号甲賀市学校運営協議会委員の解任についての提案説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申しあげます。

教育長 ただ今、議案第71号について説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長 それでは、議案第71号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

（全委員 異議なし）

教育長 それでは、本案については、原案どおり決定いたします。

続きまして、(4) 議案第72号甲賀市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について、資料9に基づき説明を求めます。

社会教育スポーツ課長 議案第72号甲賀市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について、その提案理由を申しあげます。

甲賀市スポーツ推進審議会は、スポーツ基本法第31条の規定に基づき、設置しており、甲賀市スポーツ推進審議会条例第3条第2項の規定に基づき、委嘱又は任命することについて、教育委員会の議決を求めるものです。

同条例第3条では、委員は20人以内で組織することとなっておりますが、学識経験を有する者、関係教育機関の職員および関係行政機関の職員の11名の方々に対し、委員として委嘱又は任命するもので、任期は令和7年12月1日から令和9年11月30日までの2年間であります。

以上、議案第72号甲賀市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命についての提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう宜しくお願ひ申しあげます。

教育長 ただ今、議案第72号について説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、議案第72号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長 それでは、本案については、原案どおり決定いたします。

続きまして、4. その他、連絡事項に入らせていただきます。(1)
令和8年(2026年)甲賀市20歳のつどいについて、資料11に基づき説明を求めます。

社会教育スポーツ課長 それでは、令和8年(2026年)甲賀市20歳のつどいの開催について説明をさせていただきます。資料11をご覧ください。

1点目の趣旨につきましては、ご覧のとおり20歳の成人を招き、新しい人生の門出を祝福し、将来を激励するとともに、一人ひとりが

次代の地域社会を担う者としての自覚を新たにしていただく機会として開催します。

2点目の主催につきましては、甲賀市と甲賀市教育委員会そして、甲賀市20のつどい実行委員会の3者で主催をいたします。

3点目の日時につきましては、令和8年1月11日、日曜日、13時開場、第一部記念式典を14時から開催させていただきます。

なお、例年どおり、14時40分から第二部として、記念イベントも実施される予定となっています。

4点目の会場につきましては、あいこうか市民ホールにて開催いたします。

令和2年度から令和4年度まで新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、分散開催としていましたが、新型コロナウイルスの感染法上の位置づけ変更に伴い、令和5年度からは、1会場での開催とし、令和8年も同様に1会場で開催いたします。

5点目の対象については、ご覧のとおりで、本市に住民登録のある方、又は住民登録はないが市内の学校に通ったことのある方、また、市内の事業所等にお勤めで20歳のつどいに参加を希望する方でございます。

なお、9月1日現在の住民登録者数は、男性479人、女性399人の合計878人です。

現在、本市に住民登録のある方には案内状を送付し、市外に住所異動をされている場合は、ホームページに掲載の参加申込書にて事前に申し込みいただくこととしております。

6点目の来賓については、例年通りでご案内させていただきたいと考えております。

7点目の運営については、当日のスタッフ出役については教育委員会事務局職員で対応し、救護担当として民間看護師に協力をお願いしたいと考えております。

教育委員の皆様方にもご出席いただきますようよろしくお願いします。案内状の送付は11月下旬から12月上旬を予定しております。

以上、令和8年甲賀市20歳のつどいの説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

教育長 ただ今の連絡事項について、何かご質問等ございませんでしょうか。
(全委員 質問等なし)

教育長 続きまして、(2)「かふか21子ども未来会議」甲賀市子ども議会について、資料12に基づき説明を求めます。

社会教育スポーツ課長 それでは、「かふか21子ども未来会議」甲賀市子ども議会について、説明させていただきます。資料12をご覧ください。

21世紀を担う子どもたちが、市民の皆さんとふれあい、本市の伝統、自然、歴史、文化、産業などを学ぶ中で、自ら考える力や行動する力を引き出す機会とともに、社会参画への経験の場として「甲賀市子ども議会」を開催いたします。

今回で、15回目の開催になりますが、令和7年6月14日に子ども議員任命式を開催し、市長から12名の子ども議員に任命書を交付させていただきました。

これまで地域の皆様へのインタビューなど、複数回のワークや地域視察を積み重ね、提案をまとめてこられたところです。

主催につきましては、「かふか21子ども未来会議実行委員会」で、子ども議会は、令和8年1月24日土曜日13時から市役所議場におきまして開催いたします。

本年度は、子ども議員12名が提案を行い、市長や教育長をはじめ市執行部が答弁をさせていただく予定です。

当日の出席者はご覧のとおりで、その他事項で議会における詳細と当日の日程を記載しております。

小学5年生から中学2年生までの子ども議員が、これまでの活動を通して感じたこと、そして「もっと自分たちのまちを良くしたい」という思いをこめて提案されます。

委員の皆様にも傍聴できるサテライト会場を設けておりますので、時間が許しましたら、是非ご参加いただければと存じます。

以上、説明とさせていただきます。

教育長 ただ今の連絡事項について、何かご質問等ございませんでしょうか。
(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、続きまして（3）近江バラス株式会社安定型産業廃棄物最終処分場建設事業に係る環境影響評価方法書に対する意見について、資料13に基づき説明を求めます。

教育部長 それでは、近江バラス株式会社安定型産業廃棄物最終処分場建設事業に係る環境影響評価方法書に対する意見について説明をさせていただきます。本案件につきましては、令和7年9月22日に開催されました第16回教育委員会定例会のその他連絡事項におきまして、教育委員会に報告させていただいたところです。また本件は、学校教育活動また青少年活動に直接影響がある案件と判断した中で、皆様からご意見をいただき、その後、各部局の意見書を所管課である市民環境部生活環境課が取りまとめているところです。こちらの方に教育委員会事務局としても意見を提出させていただき、11月7日付で甲賀市長から滋賀県知事に対して意見を回答されたところです。

本日は、この意見書の内容の共有、また今日に至るまでの状況の報告、また、今後の予定につきまして協議をさせていただくところでございます。詳細については、次長から説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

次長（再編担当） 1つ目の経過については、ただ今部長から若干触れていただきました。2つ目の丸の中で、本年11月7日付、甲生環第730号で市長から知事に意見を回答されました。それにつきましては、資料13-2をご覧いただきたいと思います。こちらのとおり、市長から知事に対して回答しております。「記」以降につきましては、甲賀市の状況が書かれており、教育という観点もありますが、市全体の部分が書かれております。

次に、2ページの下段、「1. 全般的事項」については、関係する課題感をしっかりと市長から述べていただいており、3ページの下段には、「2. 個別事項」ということで水質という部分がございます。今回の資料には色塗りをしておりますが、「本件事業で設置を予定されている廃

棄物処理施設の下流域にある田村川では」というところから、次のページの8行目まで黄色で着色しているところが、前回9月22日に、教育委員の皆さんに、事務局からこういう意見を市長に対して出していきたいということで、ご確認いただいた文章をほぼそのままの内容で市長から意見として提出いただいたところです。あわせて、4ページの中段以降、交通安全対策というところで、「車両の通行ルールについては」というところ、ここも児童はじめとする歩行者の安全確保のため、歩道を設置してくださいということで、地域の子どもたちの安全という観点、教育委員会の他の意見もありましたが、交通安全の視点で関係者から出された部分ということで認識をしております。

次に7ページですが、「環境影響評価方法書に対する意見（別紙）」がございます。これにつきましては、これまでの5ページに加え、個別事項ということで再掲しているものです。全体的事項でブルーに塗っているところが、先ほどご説明をした市長からの文章の中に入っているところ、このページでいきますと、「1. 調査全般」というところでグリーンに若干色が塗っているところがございます。以降のページも同じですが、この部分につきましては特に教育委員会にかかる部分ということで、田村川における土山小学校の活動、また野外活動の安全確保という点に加え、教育委員会各課からの意見を取りまとめて市長から知事の方に出されたというところになっておりますので、ご覧いただければと思います。

また資料の13-1にお戻りをいただきまして、「1. 経過」の3つの丸です。11月11日に滋賀県環境影響評価審査会小委員会が開催されました。そこで、今回の甲賀市長からの意見を含め審査会で議論されています。この会議の結果につきましては、まだ県のホームページに公表はされておりませんので、見守っていくということになってくると思います。2番目の今後の予定のところでございますが、今回の事業者からの環境影響評価報告書に対する知事意見ということで、甲賀市から市長名で提出した回答や各地域、市民、県民の方になるかと思いますが、そういういった部分を合わせた中で、来年1月5日を期限

に知事から事業者の方に意見を提出されるという形です。この部分については、9月22日の際に、今回の環境影響評価の流れを示したところでもありますので、一定手順に基づく審査をされているところでございますし、その提出後に、日程は決まっておりませんが、県の環境影響評価審査会小委員会の皆さんが現地を確認されることになります。あと関係資料につきましては、資料13-2で添付しております、市長から知事に出された回答をすべてコピーしております。説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

教育長 ただ今の連絡事項について、何かご質問等ございませんでしょうか。
松山委員 質問ということではないですが、以前にこの件に関しまして田村川学習や青少年の活動の安全に対して、安全が担保されないのではないかというところから教育委員会として検討を始めていただいたと思います。市長部局でもいろいろ調べていただき、さらに下流域の環境の保全や住民の飲み水のことも記載いただき、そういった安全に配慮することも検討する方向に発展していただいたということ、それから、通学路の安全に関するここと、近隣の保育園、あるいは教育関係の施設に関連する環境配慮までまとめていただいて、大変ありがたいなと思っていますので、それぞれの部署で担当するものについて、その安全をしっかりとここはこうしてください。という姿勢で対応していただいていることがわかりましたので、引き続きよろしくお願ひいたします。
ありがとうございます。

青木委員 小委員会が開催されて、書面での報告が市へ来るということは全くなく、結果はホームページに公開されることで報告が終わりということでしょうか。

次長（再編担当） 流れでいきますと、今回この添付した資料の回答というのは、知事から市長に対して照会があって、回答したという1つの事務手続きであり、回答した内容に加え、県民からの意見などをパッケージにした資料をもって小委員会で議論されますので、その結果については、県のホームページ公表をもって、公開ということかと思われます。個別に、小委員会を開催した結果がこの通りでありましたという報告は

ないと思われます。

青木委員 とにかく、ホームページを見てその概要を知るということですね。

次長（再編担当） 当然、市民環境部の担当は傍聴に行っておりまますので、中身的なことも聞いてはおりますが、いろいろ意見はあったけれど、まとめについては、小委員会の委員長と副委員長に一定委ねられ、事務局と連携をしながら結果としてまとめていくということで方向づけられたように聞いているところです。

教育長 他に、ご質問等ございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長 それでは、続きまして（4）甲賀市教育委員会（12月定例会）について及び（5）甲賀市教育委員会委員協議会（12月）について、併せて説明を求めます。

教育総務課長 （4）甲賀市教育委員会（12月定例会）については、令和7年12月18日木曜日午後2時から、（5）甲賀市教育委員会委員協議会（12月）については、12月4日木曜日、午前10時から開催させていただきます。

どうぞよろしくお願い申しあげます。

教育長 ただ今の連絡事項について、何かご質問等ございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長 それでは、連絡事項につきましては終わらせていただきます。

それでは、先ほどご決定いただきました非公開の議案の審議に移りたいと思います。

教育長 それでは、報告事項（2）令和7年第6回甲賀市議会定例会（12月）報告案件について、資料3に基づき報告を求めます。

教育部長 それでは、報告事項の（2）令和7年第6回甲賀市議会定例会12月議会報告案件について、資料3に基づき報告いたします。

本案件は、議会の委任による専決処分の報告についてであります。

令和7年9月9日、甲賀市甲賀町小佐治地先において、市が設置した佐山小学校敷地にかかるグレーチングを相手方の車両が通行した際に跳ね上げて車両の一部を損傷させたものであります。

つきましては、この事故についての和解及び損害賠償額を、66万8,932円に定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

以上、報告とさせていただきます。

教育長 ただ今、(2)令和7年第6回甲賀市議会定例会(12月)報告案件について、報告を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

松山委員 位置図を見ておりましたが、これは学校の敷地内ということになるのでしょうか。

教育部長 この地図の三角になっている部分が学校の駐車場になっています。そこから横にある細い道に出る際に道路側溝があり、その側溝を跨ぐために設置したグレーチングがあります。通常、道路側溝のグレーチングは建設部局で設置しますが、この部分については、駐車場から道路に出る部分に便宜上、教育委員会が設置したものになります。従いまして、この設置者が損害賠償に関する責務を負うものであります。このグレーチングについては、横方向の荷重には強いですが、縦方向の荷重については弱いところがあります。今回は、縦に並んだグレーチングを縦方向に通行したことにより、グレーチングが跳ね上がるよう曲がり、車に当たり損傷したというものです。

青木委員 現場には、三角コーンがいくつも並べてありました。今後、直す工事をするということになるのでしょうか。

教育部長 従来グレーチングを設置していた箇所については、基本的に道路としては使用しないようにするという形になります。駐車場から入る部分については、グレーチングを置き、今までどおり横方向には通行しますが、必要箇所以外はグレーチングを撤去し、その部分にはオレンジ色のラバーコーンを設置するなど、寄らないようにする工事を予定しています。今は応急措置として、側溝に寄らないよう三角コーンを置いている状況です。

教育長 他に、ご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、ただ今の（2）令和7年第6回甲賀市議会定例会（12月）報告案件については、報告事項として終わらせていただきます。 続いて、議会関連の協議を執り行います。

3. 協議事項（2）議案第70号令和7年第6回甲賀市議会定例会（12月）提出議案に係る教育委員会の意見聴取について、資料7に基づき説明を求めます。

教育部長 それでは、議案第70号令和7年第6回甲賀市議会定例会12月議会提出議案に係る教育委員会の意見聴取について、その提案理由を申しあげます。

本案は、11月27日から開催される市議会定例会に提出する議案のうち、教育に関する事務に係る議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を求めるものであります。

資料7の議案第70号別紙1をご覧ください。

提出を予定しております教育に関する事務に係る議案は、条例一部改正及び補正予算案件の2項目であります。

まず、1の条例一部改正の（1）甲賀市職員定数の一部を改正する条例の制定についてであります。

議案第70号別紙2に市議会提出の議案書を添付しておりますので、併せてご参照願います。

本議案は、甲賀市職員の機関ごとの定数を定める条例について、市政施行以降、組織及び施設の在り方の変化や民間委託等の進展により、職員数の状況が大きく変化していることから見直しを行うものであり、その中で、教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育関係の職員を360人から120人に見直し、また、全体の合計を1,010人から870人に変更しようとするものです。

なお、この条例は、公布の日より施行することとします。

次に、（2）甲賀市立学校施設開放条例の一部を改正する条例の制定についてであります。議案第70号の別紙3をご参照願います。

本議案は、学校施設開放にかかる使用料について、水口中学校格技

場に空調設備を整備したことに伴い、設備の利用にかかる料金を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

なお、この条例は、設備の供用が可能となる令和8年3月1日から施行することといたします。

再度、議案第70号別紙1をお願いします。

次に、2. 補正予算案件の令和7年度甲賀市一般会計補正予算第6号についてであります。

まず、第1表の歳入につきましては、教育費寄附金として、滋賀県グラウンド・ゴルフ協会様からいただきましたスポーツ振興寄附金3万円と滋賀県障がい者スポーツ応援プロジェクト様からいただきましたスポーツ振興寄附金5万円の計8万円を計上しました。

歳出につきましては、教育費、保健体育費、保健体育総務費の社会体育施設管理運営経費で、滋賀県グラウンド・ゴルフ協会様からいただいた寄附金を財源として、甲南グラウンドゴルフ場の維持管理のための備品購入費3万円を、同じく、保健体育総務費、スポーツ振興事業で、滋賀県障がい者スポーツ応援プロジェクト様からいただいた寄附金を財源として、スポーツ振興のための備品購入費5万円を計上し、学校給食費、学校給食事業で、食料品価格高騰に対応し、安心安全な給食提供を継続するための賄材料費2,600万円を増額するものであります。

次に、第2表の繰越明許費補正については、甲賀図書情報館空調設備外改修工事において、機材の納入スケジュールの変更により、年度内に工事完了が見込めないため、繰越明許費1億3,710万円を新たに設定するものであります。

以上、議案第70号 令和7年第6回甲賀市議会定例会12月議会提出議案に係る教育委員会の意見聴取についての提案説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願い申しあげます。

教育長 ただ今、議案第70号について説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

松山委員 資料 7－2、職員定数の改正について、教育委員会事務局及び関連する職員の定数として、360から120というのは、どういう内容になっているのでしょうか。

教育部長 職員定数の一部を改正する条例全体に言えることですが、以前に定数条例が改正されて以降、いろいろな動きがあったにも関わらず、長らく改正がされておりませんでした。今回、組織機構の改編等を進める中で、定数も併せて見直すものでございます。具体的な内容については、以前、教育委員会事務局に保育幼稚園関係のこども未来課があったときに、大きく定数が膨らんでおります。その後、こども未来課が市長部局に変わった際の変更がなされないまま、現在に至っている経過がございます。そういういたところから、今回、現状を確認したうえでの定数に合わせる条例になっているところでございます。なお、今年度当初の教育委員会事務局の職員数といたしましては、103名ですので、これをベースに120名という設定をされたところです。また、全体部分につきましては、合併以降、事務の効率化等によりまして、職員定数の最適化が進められているところもあり、1,000名を超えるところから870名に見直すという経過がございます。

教育長 他に、ご質問等はございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、議案70号について、異議のないこととしてよろしいか。

(全委員 異議なし)

教育長 それでは、本案については、異議がないことといたします。

《以下、非公開》

報告事項（4）市内小中学校における児童生徒の状況報告について

協議事項（1）議案第69号 臨時代理につき承認を求めることについて

（臨時代理第18号 情報公開請求（部分公開）にかかる審査請求に対する弁明書の提出について）

（5）議案第73号 甲賀市情報公開審査会への諮問について

教育長 それでは、以上をもちまして、令和7年第18回甲賀市教育委員会定例会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

[閉会 午後3時43分]